

公 示 日：2026 年 9 月 2 日（水）

調達管理番号：26a00644

国 名：ラオス国

担 当 部 署：地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

調 達 件 名：ラオス国水道事業運営管理能力向上プロジェクト（MaWaSU3）（業務調整）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務 ：業務調整
- （2） 格 付 ：4 号
- （3） 業務の種類：専門家業務
- （4） 在勤地：ビエンチャン
- （5） 契約履行期間（予定）：2026 年 10 月 29 日から 2028 年 2 月 28 日
- （6） 渡航期間：2027 年 2 月 1 日から 2028 年 2 月 13 日
- （7） 業務量の目途：約 12.43 人月

2. 業務の背景

ラオス人民民主共和国（ラオス）の水道事業は、「公共事業運輸省水道局（Ministry of Public Works and Transport, Department of Water Supply。以下「DWS」という。）」が上水道事業の運営管理責任を担っているものの、1999 年の首相令により事業運営自体が全て都県に移管され、全国に 18 存在する都県の水道公社にその経営が委ねられている。ラオス政府は、「第 9 次国家社会経済開発計画（2021 年～2025 年）」において、2025 年までに全人口の 95%が安全な水にアクセスできることを目標として掲げている。また、「9 か年水道・公衆衛生セクター開発戦略（2022-2030）」においては、2030 年までに都市部に居住する人口の 90%に対して 24 時間安全な水を供給することを目標としているが、2021 年時点の全国都市部の水道普及率は 77.4%にとどまっている。

JICA は、技術協力プロジェクト「水道公社事業管理能力向上プロジェクト（MaWaSU）」（2012 年 8 月～2017 年 8 月）において、主に首都ビエンチャン、ルアンパバーン県、カムアン県の 3 水道公社の人材を中心に水道事業計画の策定能力の強化を支援した。MaWaSU を通じて 3 水道公社の事業運営能力は強化されたものの、ほとんどの水道公社において経営基盤が脆弱であり、2016 年度に実施された「ラオス上水道セクター情報収集・確認調査」では、MaWaSU 終了以降に継続的に取り組むべき課題として、1）持続的な経営を可能とする制度構築支援、2）核となる水道公社のさらなる能力強化、3）MaWaSU で指導した計画に基づく事業運営方式の全国展開、の 3 点が確認された。

そこで、JICA はさらなる協力として、技術協力プロジェクト「水道事業運営管理能力向上プロジェクト（MaWaSU2）」（2018 年 5 月～2023 年 12 月）において、1）水道行政の改善を通じた水道セクターの透明性、アカウンタビリティ、ガバナンス強化、2）施設整備事業における水道公社の計画・実施能力及び各都県の審査・モニタリング・評価能力の強化、3）水道事業に必要な技術基準の作成、4）水道公社の水道事業に関する計画・実施能力の強化を支援した。また、同国が自律的に全国の水道公社の能力強化を継続するための担い手として、「ラオス水道協会（Lao Water Works Association。以下「LWWA」という。）」を設立した。今後は、MaWaSU 及び MaWaSU2 で得られた成果をラオス全国に展開・定着させるとともに、LWWA の体制強化を図る必要がある。具体的には、DWS の法令執行管理体制の強化を通じた水道行政の改善、各都県の「公共事業運輸局（Department of Public Works and Transport。以下「DPWT」という。）」と水道公社が協力してより採算性のある水道事業計画を策定するための連携体制の構築、水道人材の持続可能な育成のための研修体制の強化等が課題となる。

このような状況を踏まえ、ラオス政府は、1）水道セクターの法制度整備及びデータ管理システムの構築、2）水道公社の施設整備計画策定能力向上及び各都県の審議体制構築、3）水道公社による持続可能な水道事業運営能力の強化、4）水道協会の運営管理能力の向上に係る支援として、技術協力プロジェクト「水道事業運営管理能力向上プロジェクト（MaWaSU3）」を日本に要請した。

JICA は 2024 年 2 月 14 日から 2028 年 2 月 13 日の 4 年間の予定で、同プロジェクトを実施中である。

なお、「案件概要表」は別紙 1 のとおり。

3. 期待される成果

期待される成果は以下の通り。

- (1) プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）、活動計画（P0）に基づき、プロジェクト関係者間の意思疎通が円滑に図られ、プロジェクト活動が実施されるよう、プロジェクト関係者の意思疎通を図り、プロジェクトの投入（日本側の投入のみならず、カウンターパートの配置、ローカルコスト予算等の先方の投入）が適切になされ、プロジェクトの活動が計画通りに実施される。
- (2) 日本側の事務、会計、庶務が規則どおり、かつ効果・効率的に行われる。
- (3) プロジェクト活動が実施されるよう、プロジェクト関係者の意思疎通を図り、投入（日本側投入、先方投入：カウンターパートの配置等）が適切になされる。
- (4) ラオス国関係者・他開発パートナー・日本側関係者間の情報共有、情報発信が効率的に行われ、関係者間でプロジェクトに対する理解が促進される。
- (5) ラオス国における本プロジェクト以外の上水道セクターに関する情報収集、情報整理を行い他プロジェクトとの連携が促進される。

4. 業務の内容

- (1) チーフアドバイザー及びサブチーフアドバイザーが行うプロジェクト運営管理業務及び相手国機関（C/P）との協議を補佐しながら、活動計画案の作成、投入計画などを取り纏め、確実な執行を補佐する。
- (2) 年間計画（各成果達成に向けた活動、専門家派遣、機材調達、現地業務費等）の進捗状況の管理及び実績の取りまとめを行う。
- (3) 合同調整委員会（JCC）および各種会議への参加等を通じ、プロジェクトの進捗状況をモニタリングし、プロジェクトの円滑な実施に必要な措置を講じる。
- (4) JCC 等において、プロジェクト報告・協議するにあたり、会議準備、会議議事録の取り纏め、プロジェクト専門家への助言等の補佐業務を行う。
- (5) JICA、プロジェクト専門家とも十分協議の上、プロジェクト活動を実施するとともに、他開発パートナー機関の活動に関する情報交換を密

に行い連携を図る。

- (6) 本プロジェクトに係る調達・現地活動・専門家派遣等にかかる各種手続きについて、JICA と協力して円滑な運営に協力する。
- (7) 完了時評価に際して、実績の取り纏め、評価指標値の収集、必要な書類の作成、調査への協力を行なう。
- (8) 各種報告書（プロジェクト事業進捗報告書、プロジェクトブリーフノート等）の作成にあたり、プロジェクト専門家の補佐業務を行う。
- (9) 活動に伴う公金管理（臨時会計役を担う）、物品管理、事務、会計、庶務を取り纏め、その計画的な執行を図る。
- (10) プロジェクトウェブサイトの作成等、各種広報活動を行う。
- (11) プロジェクトの計画修正が生じた場合、カウンターパート及び日本側関連機関との連絡調整、修正計画案、各種投入の変更計画作成等、プロジェクト専門家の補佐業務を行う。
- (12) その他、プロジェクトの円滑な実施に向けた調整／取り纏め業務を行う。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	チーフアドバイザーやサブチーフアドバイザー等の他の専門家と調整・連携しながら取り組みたいと考えている具体的な活動の内容	4. (1)、(5) 及び (12)
2	専門家や相手国関係者との情報共有、コミュニケーション手法（他の案件の事例より）	4. (1) 及び (5)

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	業務調整に係る各種業務
語学の種類	英語

※水道分野の技術協力プロジェクトにおける業務調整の経験を有することが望ましいです。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ¹	渡航開始より1カ月以内	地球環境部 (CC:ラオス事務所)	英語	電子データ	－
			日本語	電子データ	－
3か月報告書	渡航開始より3カ月ごと ²	国際協力調達部 (CC:地球環境部、ラオス事務所)	日本語	電子データ	－
業務進捗報告書	渡航開始より6カ月ごと	国際協力調達部 (CC:地球環境部、ラオス事務所)	日本語	電子データ	－
業務完了報告書	契約履行期限末日	地球環境部 (CC:国際協力調達部、ラオス事務所)	日本語	電子データ	－

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は2027年2月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本プロジェクトに係る現地業務従事者は以下の通りです。

¹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含める。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

ア チーフアドバイザー

イ サブチーフアドバイザー／水道技術

ウ 業務調整

ア～イの個別専門家は、それぞれさいたま市水道局と川崎市上下水道局から別途派遣中（2024年2月～2028年2月）。ウの専門家が、現在、2027年2月までの予定で派遣中であり、本専門家はその後任となる。

その他、複数の短期専門家を埼玉県企業局、さいたま市水道局、横浜市水道局、川崎市上下水道局から派遣。

（2） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・ラオス人民民主共和国「水道事業運営管理能力向上プロジェクト(MaWaSU3)」
詳細計画策定調査報告書

・モニタリングシート Vol.1～5

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・水道事業運営管理能力向上プロジェクト（MaWaSU3）事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202208133_1_s.pdf

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限日	2026年9月16日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年10月2日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年10月7日 11：00-12：30
4	評価結果の通知日	2026年10月13日まで

8. 応募条件等

（1） 参加資格のない者等：特になし

（2） 家族 帯 同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーション評価の実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位2者に対し、プレゼンテーション評価を上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション評価実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針、実施方法 36 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 20 点
- ② 語学力 10 点
- ③ その他学位、資格等 10 点
- ④ 業務従事者によるプレゼンテーション 20 点

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,043,000	1,186,000
	個人	797,000	940,000

② 教育費：

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		321,500	334,700

③ 住居費：1,500 ドル／月

④ 航空賃（往復）：377,310 円／人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空 港 送 迎：現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通 訳 備 上：なし
- オ) 執務スペースの提供：プロジェクト事務所あり（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の業務従事者／家族は当該国の一般旅券を自己手配

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ラオス事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方をいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5) その他留意事項
特になし。

以上

案件概要表

国際協力機構地球環境部水資源グループ

1. 案件名 (国名)

国名： ラオス人民民主共和国（ラオス）

案件名： 水道事業運営管理能力向上プロジェクト（MaWaSU3）

The Project for Improvement of Management Capacity of Water Supply Sector (MaWaSU3)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ラオス人民民主共和国(ラオス)の水道事業は、「公共事業運輸省水道局(Ministry of Public Works and Transport, Department of Water Supply。以下「DWS」という。)」が上水道事業の運営管理責任を担っているものの、1999 年の首相令により事業運営自体が全て都県に移管され、全国に 18 存在する都県の水道公社にその経営が委ねられている。ラオス政府は、「第 9 次国家社会経済開発計画(2021 年～2025 年)」において、2025 年までに全人口の 95%が安全な水にアクセスできることを目標として掲げている。また、「9 か年水道・公衆衛生セクター開発戦略(2022-2030)」においては、2030 年までに都市部に居住する人口の 90%に対して 24 時間安全な水を供給することを目標としているが、2021 年時点の全国都市部の水道普及率は 77.4%にとどまっている。

JICA は、技術協力プロジェクト「水道公社事業管理能力向上プロジェクト(MaWaSU)」(2012 年 8 月～2017 年 8 月)において、主に首都ビエンチャン、ルアンパバーン県、カムアン県の 3 水道公社の人材を中心に水道事業計画の策定能力の強化を支援した。MaWaSU を通じて 3 水道公社の事業運営能力は強化されたものの、ほとんどの水道公社において経営基盤が脆弱であり、2016 年度に実施された「ラオス上水道セクター情報収集・確認調査」では、MaWaSU 終了以降に継続的に取り組むべき課題として、1) 持続的な経営を可能とする制度構築支援、2) 核となる水道公社のさらなる能力強化、3) MaWaSU で指導した計画に基づく事業運営方式の全国展開、の 3 点が確認された。

そこで、JICA はさらなる協力として、技術協力プロジェクト「水道事業運営管理能力向上プロジェクト(MaWaSU2)」(2018 年 5 月～2023 年 12 月)において、1) 水道行政の改善を通じた水道セクターの透明性、アカウンタビリティ、ガバナンス強化、2) 施設整備事業における水道公社の計画・実施能力及び各都県の審査・モニタリング・評価能力の強化、3) 水道事業に必要な技術基準の作成、4) 水道公

社の水道事業に関する計画・実施能力の強化を支援した。また、同国が自律的に全国の水道公社の能力強化を継続するための担い手として、「ラオス水道協会（Lao Water Works Association。以下「LWWA」という。）」を設立した。今後は、MaWaSU 及び MaWaSU2 で得られた成果をラオス全国に展開・定着させるとともに、LWWA の体制強化を図る必要がある。具体的には、DWS の法令執行管理体制の強化を通じた水道行政の改善、各都県の「公共事業運輸局（Department of Public Works and Transport。以下「DPWT」という。）」と水道公社が協力してより採算性のある水道事業計画を策定するための連携体制の構築、水道人材の持続可能な育成のための研修体制の強化等が課題となる。

このような状況を踏まえ、ラオス政府は、1）水道セクターの法制度整備及びデータ管理システムの構築、2）水道公社の施設整備計画策定能力向上及び各都県の審議体制構築、3）水道公社による持続可能な水道事業運営能力の強化、4）水道協会の運営管理能力の向上に係る支援を日本に要請した。

（２）水セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対ラオス国別援助方針（2019 年）において「環境・文化保全に配慮した均衡のとれた都市・地方開発を通じた格差是正」を重点分野の一つとして掲げ、上水道の改善を図ることとしている。また、「都市環境整備プログラム」の中では、ラオス国内の主要都市及び地方中核都市を中心に、都市給水を含むインフラ整備に関する協力を行うことが明記されている。また、2022 年 4 月に開催された「第 4 回アジア・太平洋水サミット」では、水分野への協力の重要性が謳われ、日・ラオス首脳会談の場でも水分野における協力を継続していく旨が表明されたことから、外交上の観点からも同セクターへの協力は重要と考えられる。また、同サミットで日本政府が発表した「熊本水イニシアティブ」にも貢献する。

さらに、2021 年 6 月に策定された JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）の「持続可能な水資源の確保と水供給」におけるクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」において、自立的に水道サービスの拡張と改善を進めることができる「成長する水道事業体」を増やすことを目標として掲げており、水道施設整備計画の策定及び事業運営の能力向上は水道事業体の自立性を高めることから、本事業はこの協力方針に合致する。

加えて、本事業は都市部の人々の水道へのアクセス向上に寄与することから、SDGs ゴール 6「すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」に貢献するものである。

（３）他の援助機関の対応

上水道セクターに対しては、アジア開発銀行（ADB）、世界銀行（世銀）、ドイツ復興金融公庫（KfW）、UN-Habitat 等多くの機関が支援を実施している。ADB は「水供給・衛生セクタープロジェクト（Water Supply and Sanitation Sector Project）」として国内 8 県の村落部を対象に上水道施設整備、無収水対策、料金改定等に関連する協力を実施している。世界銀行は「水供給・衛生・保健衛生スケールアッププロジェクト（Scaling-up Water Supply, Sanitation and Hygiene Project）」として村落給水、公衆衛生管理など広範囲に渡る支援に取り組んでいる。また、韓国・経済開発協力基金（EDCF）では、南部 2 県を対象とした「給水システム開発プロジェクト（Water Supply System Development Project）」を実施中である他、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）はボリカムサイ県に 20 万米ドルの給水・下水処理装置の供与を 2022 年 9 月に行っている。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、DWS に対する法令執行・モニタリング・管理に係る能力強化、採算性等を考慮した水道施設整備計画を策定するための DPWT 及び水道公社間の連携体制構築、水道公社に対する持続可能な能力強化プログラムの体系化を行うことにより、国及び各都県における水道セクターの持続可能な体制強化を図り、もって水道セクターの管理・計画・運営能力向上に寄与するものである。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

プロジェクトサイト：ラオス全国

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接裨益者：DWS 職員、各都県の DPWT 及び水道公社の職員、LWWA 職員

最終裨益者：成果 2 のモデル地区の給水区域内に居住する住民

（4）総事業費（日本側）：415 百万円

（5）事業実施期間：2024 年 2 月～2028 年 1 月を予定（計 48 か月）

（6）事業実施体制

公共事業運輸省水道局（DWS）、各都県の公共事業運輸局（DPWT）及び水道公社、ラオス水道協会（LWWA）

（7）投入（インプット）

1）日本側

- ① 専門家派遣：長期専門家（約 144 人月）（チーフアドバイザー、サブチーフアドバイザー／水道技術、業務調整）、短期専門家（約 48 人月）（土木、財務、水質等）
- ② 研修員受け入れ：本邦研修及び第三国研修（本邦研修は計 3 回、1 回あたり 12 名程度、2 週間を予定。）
- ③ 機材供与：必要に応じて供与を検討する。

2) ラオス国側

① カウンターパートの配置

プロジェクト・ディレクター：DWS 局長

プロジェクト・マネージャー：DWS 副局長

副プロジェクト・マネージャー：DWS 規制課長、総務課長、水道課長

プロジェクト・コーディネーター：DWS 技術職員

その他、カウンターパート職員

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

専門家執務スペース、ラオス側投入人材の活動費・事務・運用経費等

（8）他事業、他開発協力等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

[技術協力プロジェクト]

- ・水道事業体人材育成プロジェクト（2003 年 9 月～2006 年 8 月）
- ・水道公社事業管理能力向上プロジェクト（MaWaSU）（2012 年 8 月～2017 年 8 月）
- ・水道事業運営管理能力向上プロジェクト（MaWaSU2）（2018 年 5 月～2023 年 12 月）

[無償資金協力]

- ・サバナケット地区上水道施設改善計画（E/N：2001 年 6 月）
- ・ビエンチャン市上水道拡張計画（E/N：2006 年 6 月）
- ・タケク上水道拡張計画（G/A：2013 年 5 月）
- ・ルアンパバーン市上水道拡張計画（G/A：2019 年 3 月）

[有償資金協力]

- ・首都ビエンチャン上水道拡張事業（L/A：2016 年 3 月）

[草の根技術協力]

- ・上水道配給水管維持管理技術向上（さいたま市水道局）（2006 年～2008 年）
- ・水道公社における浄水場運転・維持管理能力向上支援事業（埼玉県企業局）（2016 年～2019 年）
- ・水道公社における上水道管路維持管理能力向上支援事業（さいたま市水道局）

(2018 年～2023 年)

・タイ・ラオス水道事業人材育成事業（埼玉県企業局）(2022 年～2025 年)

[中小企業海外展開支援]

・スモールタウン水道事業向け高濁度原水対応型浄水装置の普及・実証事業（2015 年～2018 年）

※2.（1）に既述のとおり、本事業は MaWaSU 及び MaWaSU2 の後継案件に値する。本事業では、成果3において水道公社に対する能力強化プログラムの体系化を目指しており、草の根技術協力「タイ・ラオス水道事業人材育成事業」においても水道公社への研修を予定しているため、適宜情報交換し研修内容を検討するとともに、必要に応じて連携を図ることとする。

2）他の開発協力機関等の活動

本事業は、MaWaSU 及び MaWaSU2 に引き続き、日本の 4 自治体（さいたま市水道局、川崎市上下水道局、横浜市水道局、埼玉県企業局）と連携して実施する。

他の開発協力機関の援助活動は2.（3）に記載のとおり。本事業で成果2のモデル県とする対象地域が ADB の「水供給・衛生セクタープロジェクト」の対象地域と重なる可能性があるが、本事業の活動は水道施設整備の計画策定を支援するものであり、ADB は水道施設の工事を行うことから、内容面の重複は発生しない。本事業の実施においては、他開発協力機関と定期的な意見交換を行い、お互いの活動状況を確認するとともに必要に応じて調整を図ることとする。

（9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ 環境許認可：特段の許認可は現状では必要ない。

④ 汚染対策：汚染等の発生は殆ど無いと想定される。

⑤ 自然環境面：自然環境への望ましくない影響は最低限であると想定される。

⑥ 社会環境面：社会環境への望ましくない影響は最低限であると想定される。

⑦ その他・モニタリング：特になし

2）横断的事項：気候変動の影響を考慮した水道施設の整備計画が実施されれば、豪雨・台風・洪水等による気候リスクの低減に繋がるため、気候変動適応策に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類：【対象外】調査にてジェンダー主流化ニーズが確認されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。ただし、本事業で実施する説明会やワークショップへの参加者のジェンダーバランスを考慮する等、女性職員の能力強化を促進する予定。

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：国及び県において水道セクターの管理・計画・運営能力が向上する。

指標及び目標値：

- 1 水道公社の業績がプロジェクトにより作成された評価基準に照らして改善する。
- 2 全国の DPWT で、水道公社の意向を県整備計画作成に反映している DPWT の割合（目標：xx%）
- 3 全国の水道公社の能力強化が持続可能な形で実施されている。

(2) プロジェクト目標：国及び各都県における水道セクターの管理・計画・運営能力向上のための持続可能な体制が強化される。

指標及び目標値：

- 1 全国の DPWT と水道公社の既存・新規法令に関する理解度が向上する。
- 2 プロジェクトにより作成された水道公社の業績評価手法及び基準が DWS により公式に承認される。
- 3 成果 2 でモデル県として選定された県の整備計画*のプロジェクトリストに採算性の視点が反映されている。
- 4 財務的に持続可能な研修システム計画が承認される。

脚注：* 「県整備計画」とは、各県の「水道・衛生セクター開発戦略および計画」を指す。

(3) 成果：

成果 1：水道行政における DWS の法令執行・モニタリング・管理能力が強化される。

成果 2：水道施設整備の実現可能性に係る DPWT と水道公社間の連携体制が、両者の水道施設基本計画能力向上を通じて強化される。

成果 3：水道公社に対する能力強化プログラムが持続可能な形で体系化される。

（４）主な活動：

活動 1.1：DWS が水道行政における現行の法令体系を見直し、評価する。

活動 1.2：DWS が全国の DPWT 及び水道公社に対し、水供給に関する既存及び新規の法令を周知する。

活動 1.3：DWS が水道セクターにおける法令等の執行状況をモニタリングし、水道関係者に対する助言を提供する。

活動 1.4：DWS が業務指標（PI）を活用した水道公社の業績評価方法及び基準を策定／改定する。

活動 1.5：DWS が水道公社のパフォーマンスをモニタリング・評価する。

活動 1.6：DWS がモニタリング結果の分析に基づき、水道公社に対して業績向上のための助言を提供する。

活動 1.7：モニタリング結果を次の計画に反映する。

活動 1.8：活動 1.1 から 1.7 を繰り返し実施する。

活動 1.9：改正水道衛生法、罰則規定、減価償却規定、資機材基準などの法令案作成に関する助言・支援を行う。

活動 2.1：全国の DPWT と水道公社に対する説明会を開催し、成果 2 の活動参加への関心表明（Expression of Interest: EOI）を呼びかける。

活動 2.2：DPWT と水道公社から提出された EOI に基づき、成果 2 のモデル県を選定する。

活動 2.3：選定された県の DPWT と水道公社で検討委員会を設置する。

活動 2.4：選定された県の DPWT と水道公社で、県の県整備計画リストを採算性等の観点から精査し、コンセプトペーパーを作成するためのプロジェクトを選定する。

活動 2.5：選定された県の DPWT と水道公社が、選定されたプロジェクトのコンセプトペーパーを技術基準に従って作成する。

活動 2.6：選定された県の DPWT と水道公社がコンセプトペーパーを県整備計画に反映させるための会議を開催する。

活動 2.7：選定された県の DPWT と水道公社が県内の他地域で活動 2.4 から 2.6 を実施する。

活動 2.8：選定された県の DPWT と水道公社が全国への普及会議を通じ活動 2.3 から 2.7 で学んだ経験や教訓を他県に伝える。

活動 3.1：3 つ の水道公社（ビエンチャン都水道公社（NPNL）、ルアンパバーン県水道公社（NPLP）、カムアン県水道公社（NPKM））が研修計画（顧客管理、水質、施工監理、料金設定、財務分析等）を作成する。

活動 3.2：3 つの水道公社が講師を育成し、講師登録システムを構築する。

活動 3.3: 3 つの水道公社が全国の水道公社に対し研修を実施し、知識を共有する。
活動 3.4: 3 つの水道公社が研修の成果をレビューし、研修プログラムを改善する。
活動 3.5: 3 つの水道公社が年間の研修計画に基づき定期的に研修プログラムを実施する。
活動 3.6: 3 つの水道公社がマニュアルやガイドラインを共有するためのプラットフォームを構築する。
活動 3.7: 3 つの水道公社がプラットフォームの管理マニュアルを作成し、担当者を任命する。
活動 3.8: 財務的に持続可能な研修体制に関する計画を策定する。
※上記の活動 3.1~3.8 は LWWA との連携の下で実施され、LWWA の持続性が担保された時点で 3 つの水道公社から LWWA に移管予定。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ プロジェクト活動の実施に必要なカウンターパート要員が配置される。
- ・ カウンターパートの異動や離職がプロジェクト活動の継続に影響を与えない。
- ・ モデル地区となる DPWT 及び水道公社の協力関係が変化しない。

(2) 外部条件

- ・ プロジェクト活動の実施を妨げるような環境・治安状況が発生しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

ネパール国「地方都市における水道事業強化プロジェクト」(2010 年 1 月~2013 年 9 月)では、地方上水道改善のために水道事業体が水道システムを適切に運転維持管理することを目的とした「事業運営モデル」と都市開発省上下水道局が給水サービス改善活動を支援するための「事業体支援モデル」の 2 つのモデルを策定した。同プロジェクトの終了時評価(2012 年度)では、これらのモデルを他地域に普及させるために、①プロジェクト期間中にモデルを確実に実施し、必要に応じた改善モデルのフィードバックを実施機関が行いモデルをより強固なものにすること、②普及活動や他郡で実施する場合に必要な予算措置を明確にし、各機関に所属する人材の役割や責任分担を明確にした上で普及計画を策定することが必要であると提言されている。さらに、両モデルを普及させるために、他ドナーや関係機関から両モデルの改善と最終化に向けたフィードバックを得る場を設けること、また全国会議や地方会議において各種モデルを全国の水道事業体に周知させるため、実施プロセスや効果的な取り組みを共有することが望まれるとの提言がなされている。

(2) 本事業への教訓

以上を踏まえ、本事業においては以下の事項をプロジェクト計画に反映させている。

- 1) 成果 2 で DPWT と水道公社の連携体制の強化を図る取組みを実施する計画としている。同取組みを一例として他県に展開するため、DWS、全国の DPWT 及び水道公社を対象に普及会議を開催し、関係者からのフィードバックを得た上で、全国に適用可能なモデルとして改善していくことを意図している。
- 2) MaWaSU2 では、分科会活動において全国の水道公社に対する知見共有の促進が図られている。本事業では、ラオスにおける水道人材の育成が継続されるように、成果 3 において同活動をより財政的に持続可能な研修プログラムとして体系化することを目指している。必要に応じて他ドナーや関係機関からと意見交換を行い、予算措置を含む体制・計画策定を行う。

7. 評価結果

本事業は、ラオス国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高く、SDGs ゴール 6「すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」に貢献するものであることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業終了 6 か月前 終了時評価
事業完了 3 年後 事後評価

以 上